

●香川県告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年11月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成31年3月1日	そうごう薬局 坂出店	坂出市元町1丁目5番21号
令和元年11月1日	アイプラス薬局 坂出店	坂出市元町1丁目3762番4号
令和元年11月1日	アライブ薬局 つのもり店	丸亀市津森町239番地59
令和元年11月1日	アロハ薬局	丸亀市本町105番地1 丸亀フロントビル1F